

起業支援事業補助金

町内で起業をする際に
補助金が交付されます！

補助の対象と補助額



・ 補助の対象

以下の要件を満たす場合に制度の対象となります

- (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する方
ただし町外に住所を有する代表者が雇用する方は、新規で1年以上雇用する見込みがあり、雇用保険法に規定する被保険者であること
- (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある方

・ 補助額

- (1) 事業所等の開設に要する経費の2分の1以内で
上限100万円
- (2) 事業所等の賃借に要する経費の2分の1以内で
月額3万円(事業開始日から12ヶ月以内)

お問い合わせ先

商工観光課 商工観光係 0274-64-8805